

福岡市認可外保育施設児童支援事業補助金実施要領

1 趣 旨

この要領は、福岡市認可外保育施設児童支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）の施行に当たって必要な事項を定める。

2 児童健康管理支援事業

(1) 要綱第10条に規定する嘱託医の職務内容は、別表1のとおりとする。

(別表1)

項 目	内 容
①施設環境衛生の維持及び改善	保育室の衛生の維持及び改善について指導・助言を行う。
②健康診断の実施	年2回児童の健康診断を実施する。
③疾病の予防措置及び保健指導	健康診断の結果に基づき、疾病の予防処理及び保健指導を行う。
④健康相談の実施	必要と認められる児童に、定期的または臨時に健康相談を実施する。
⑤感染症の予防処理	感染症予防に関する相談に応じ、指導・助言や必要な予防処理を行う。
⑥保健管理に関する指導	上記項目の他に、必要な保健管理の専門的事項に関する指導を行う。

(2) 要綱第13条に規定する基準額は、別表2、別表3及び別表4のとおりとする。

(ア) 嘱託医の設置に係る基準額

(別表2)

対象児童数（人）	基準額（円）
1～5	50,000
6～20	100,000
21～40	120,000
41～60	140,000
61～	160,000

※ 当初申請時における児童数を基準とする

(イ) 歯科健康診査に係る基準額

(別表3)

検査項目	基準額
歯科健康診査	1施設当たり 18,080円

※1施設当たり年1回に限る

(ウ) 尿検査に係る基準額

(別表4)

検査項目	基準額
尿検査	対象児童1人当たり 600円

※児童1人当たり年1回に限る

- (3) 要綱第13条第1項に規定する別に定める交付基準は、次に掲げるとおりとする。
- ① 要綱第17条第1項に規定する経過報告に基づき、年間契約額に1/2を乗じた額(1,000円未満は切り捨て)と基準額に1/2を乗じた額のいずれか低廉な額を交付する。
 - ② 要綱第17条第2項に規定する実績報告に基づき、年間契約額に1/2を乗じた額(1,000円未満は切り捨て)と基準額に1/2を乗じた額のいずれか低廉な額を交付する。
- (4) 要綱第14条に規定する期日は、次に掲げるとおりとする。
- ① 事業実施年度の4月30日
 - ② 事業実施年度の9月30日
- ※ただし、9月30日に申請をおこなった施設は10月1日から翌年3月31日までにかけた費用とする
- (5) 要綱第15条の規定により、補助金の交付を決定された施設の事業適用日は、次に掲げるとおりとする。
- ① 事業実施年度の4月30日までに申請をおこなった施設は、事業実施年度の4月1日
 - ② 事業実施年度の9月30日までに申請をおこなった施設は、事業実施年度の10月1日
- (6) 要綱第17条各項に規定する期日は、次に掲げるとおりとする。
- ① 第1項に規定する期日 事業実施年度の10月10日
 - ② 第2項に規定する期日 事業実施年度の3月31日

3 職員健康管理支援事業

(1) 要綱第25条第1項に規定する基準額は、別表5のとおりとする。

(別表5)

検査項目	基準額							
職員健康診断	対象職員1人当たり 7,000円							
検便	1. 調理員 対象職員1人当たり 18,000円 (月1回につき1,500円) ※ただし、対象職員は次の人数を上限とする。							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象児童数</th> <th>対象職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45人以下</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>46人~150人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>151人以上</td> <td>3人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 当初申請時における児童数を基準とする</p>	対象児童数	対象職員数	45人以下	1人	46人~150人	2人	151人以上
対象児童数	対象職員数							
45人以下	1人							
46人~150人	2人							
151人以上	3人							
	2. 調理員以外の職員 対象職員1人当たり 3,000円(年2回)							

(2) 要綱第26条に規定する期日は、次に掲げるとおりとする。

- ① 事業実施年度の4月30日
- ② 事業実施年度の9月30日

※ただし、9月30日に申請をおこなった施設は10月1日から翌年3月31日までにかかった費用とする

(3) 要綱第27条の規定により、補助金の交付を決定された施設の事業適用日は、次に掲げるとおりとする。

- ① 事業実施年度の4月30日までに申請をおこなった施設は、事業実施年度の4月1日
- ② 事業実施年度の9月30日までに申請をおこなった施設は、事業実施年度の10月1日

(4) 要綱第29条各項に規定する期日は、次に掲げるとおりとする。

- ① 第1項に規定する期日 事業実施年度の10月10日
- ② 第2項に規定する期日 事業実施年度の3月31日

4 保育従事者等研修事業

(1) 要綱第33条に規定する対象研修の目的、内容及び回数は、別表6のとおりとする。

(別表6)

目的	認可外保育施設に入所している児童の健全育成のため、当該保育施設で保育や調理に従事している職員を対象に研修の資質向上を図るもの。
内容	保育内容、保健衛生、安全管理、子ども的人権 等
回数	年8回実施

(2) 要綱第36条に規定する交付基準は、次に掲げるとおりとする。

① 研修参加1回につき、1人当たり6,250円

ただし、補助対象職員は1施設当たり1回の研修につき1名とする。

(3) 要綱第37条各項に規定する期日は、次に掲げるとおりとする。

① 第1項に規定する期日 事業実施年度の第1回研修開催日の前日とする。

② 第2項に規定する期日 事業実施年度の研修開催日の前日から起算して14日前までを期日とする。

(4) 要綱第38条の規定により、補助金の交付を決定された施設の補助対象研修は、次に掲げるとおりとする。

① 要綱第37条第1項の申請をおこなった施設は、事業実施年度に開催される8回の対象研修

② 要綱第37条第2項の申請をおこなった施設は、事業実施年度において、申請日以降に開催される対象研修

(5) 要綱第39条に規定する期日は、事業実施年度に開催される全ての補助対象研修が完了した日から30日を経過した日又は事業実施年度の3月31日のいずれか早い期日までとする。

5 その他

(1) 要綱第43条に規定する事業内容の変更について、嘱託医の設置費用、歯科健康診査費用及び調理員の検便における対象職員数の増加があった場合においても、これらに係る補助基準額の増額は行わないこととする。

なお、ただし書における市長が認める軽微な変更とは、補助事業の実施内容等に変更が生じる場合において、変更後に必要と見込まれる補助金額が当初交付決定額を超えない場合とする。

(2) この要領に定めるもののほか、必要な事項はこども未来局長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要領は、平成15年8月1日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

(平成15年度の事業の実施に関する特例措置)

2 3-(1)、4-(1)及び8-(1)の規定にかかわらず、平成15年度事業の実施に係る3-(1)、4-(1)及び8-(1)の適用については、3-(1)で「要綱第17条第1項に規定する経過報告に基づき、年間契約額に1/2を乗じた額(1,000円未満は切り捨て)と基準額に1/2を乗じた額のいずれか低廉な額を交付する。また、要綱第17条第2項に規定する実績報告に基づき、補助金額を確定し交付するものとする。」とあるのは「要綱第17条第2項に規定する実績報告に基づき、嘱託医の設置に係る年間契約額と基準額のいずれか低廉な額を上限として交付する。」と、4-(1)中「4月30日」とあるのは「9月30日」と、8-(1)中「4月30日」とあるのは「9月30日」とする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。